**服薬について**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　球磨支援学校

学校において服薬を行う場合は、別紙「服薬依頼書」を添え、担任へ依頼してください（学園生は学園を通しての依頼になります）。また、常用の薬を依頼される場合は、薬の内容等に変更がなくとも、年度毎に改めて提出をお願いします。「服薬依頼書」が足りなくなった場合は担任にお知らせいただくか、コピーまたは学校ホームページからダウンロードしてお使いください。

現在、学校で行っている服薬の種類は、次のようなものです。

　内服薬、点眼薬、塗り薬（皮膚）など

**服薬についての注意事項**

○学校での服薬は、やむを得ない場合に限ります。

（やむを得ない場合とは、登校が可能とされた児童生徒について慢性の病気・病後の回復期等のため服薬が必要とされ、その服薬の時刻が学校生活時間内にかかる場合を言う。）

○症状に対して、教師が判断を要する服薬については、応じられません。

例：「熱が出たら飲ませて欲しい」「症状が緩和したら中止してほしい」など

ただし、精神安定薬については、本人が服薬を訴えた場合のみ、保護者に連絡し、承諾を得た上

で服薬できます。

○薬は、原則として病院からの処方薬のみとします。

※月経痛緩和を目的とした解熱鎮痛薬については、市販のものも服薬できますが、市販薬につい

　ては、依頼前に担任または養護教諭にご相談ください。

※張替用の湿布、ハンドクリーム等については、使用に際して職員の支援が必要な場合、「服薬依

頼書」の提出をお願いします。

○「服薬依頼書」の提出がなく、薬のみを持参された場合、学校において服薬できないこともあります。

**服薬依頼の流れ**

○「服薬依頼書」を記入する。

※飲ませ方や保管の仕方などで注意することがありましたらお知らせください。

※注意すべき副作用がある場合は、必ずお知らせください。

（薬局の処方箋等をコピーしていただくなど）

　※服薬についてお尋ねする場合がありますので、緊急連絡先は必ずご記入ください。

○服薬依頼する薬を氏名と服薬する日にちが分かるように準備する。

　（例）顆粒薬：外包に氏名と服薬する日にちを記入

　　　　錠剤等：チャック付のビニール袋等にいれ、氏名と服薬する日にちを記入

○「服薬依頼書」と薬を持たせ、その旨を連絡帳にも記入する。

　※常用している薬（抗てんかん薬など）については、１週間分を限度として預かり可

※坐薬の使用について

　　　学校における坐薬の使用（てんかん発作）については、担任にお知らせください。「服薬指示書」「実施依頼書」をお渡しします。「服薬指示書」は医師に記入していただき、また、「実施依頼書」は保護者の方が記入され、学校に提出してください。

　　　また、学校において、職員が「てんかん発作」以外への対応として坐薬挿入を行うことはできません。（熱性痙攣、解熱等）